

Comments on the Concluding Observations on the third periodic report of JAPAN

Para 12 of the Concluding Observations of the Committee

パラグラフ 12 に関し、「雇用に関する締約国の法制度が障害に基づく差別からの完全な保護を与えていないことに懸念をもって留意する。さらに、委員会は必要とされる職場における合理的配慮の提供に係る法的義務がないことに懸念を表明する。」との見解については、2013年6月13日に成立した「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」により、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が規定されたことから、貴委員会の懸念は解消されている。

なお、改正を行うのは「障害者基本法」ではなく、「障害者の雇用の促進等に関する法律」であり、この点について事実誤認がみられる。

また、貴委員会は「保護施設で働いている障害者に労働基準を適用」することを要求しているが、労働関係法令が適用される労働者に該当するか否かは、障害者であるかどうかにかかわらず、使用従属性があるか否か等諸要素を勘案して総合的に判断している。

したがって、現在も、保護施設で就労している障害者については、他の労働者と同様に、労働者であると判断される場合は、労働関係法令を適用している。

Para 13 of the Concluding Observations of the Committee

パラグラフ 13 の (d) に関し、コース別雇用管理は、労働者の職種、資格等に基づき複数のコースを設定し、コース毎に異なる配置・昇進、教育訓練等の雇用管理を行うシステムであり、性中立的な運用を行っていれば制度自体は違法ではない。この制度が事実上の男女別雇用管理とならないよう「コース等で区分した雇用管理を行うに当たって事業主が留意すべき事項に関する指針」に基づき企業に対する指導を行っている。

また、男女雇用機会均等法第 9 条は妊娠等を退職理由とする定めをすることを禁止するとともに、妊娠等を理由とする解雇その他不利益な取り扱いを禁止し、

法に違反する取扱いについては是正指導を行っている。

Para 14 of the Concluding Observations of the Committee

1. 社会権規約第6条の趣旨

社会権規約第6条は労働の権利を規定しており、具体的には①勤労を欲する者が職業に就く機会を持つことができるよう、締約国が適切な対策を講ずるよう努める義務、②個人が自分の従事すべき職業を自由に決定し、かつ行う権利を有すること等を定めている。

懲役刑（刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる拘禁刑をいう。以下同じ。）により課される役務は、犯罪者に対する矯正の観点から行われる刑罰の一つであり、同条に規定する労働とは根本的に性質を異にするものである。また、交渉経緯等においても、同条が懲役刑を禁じるものとする認識の下同条が起草されたことを示す事実は承知していない。

2. 我が国における懲役刑の位置付け

我が国の現行法上、懲役刑の執行内容である「所定の作業」（刑法第12条第2項）は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第94条第1項において「作業は、できる限り、受刑者の勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させるように実施するものとする」と規定され、また、実務上もそのように運営されているなど、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図る上で重要な機能を有する処遇方策であると考えている。

3. 自由権規約における懲役刑の扱い

なお、社会権規約とともに世界人権宣言の内容を基礎として条約化された自由権規約においては、第8条3(a)で強制労働一般を禁止する一方で、同(b)で、「犯罪に対する刑罰として強制労働を伴う拘禁刑を科することができる国において、権限のある裁判所による刑罰の言渡しにより強制労働をさせることを禁止するものと解してはならない」としており、裁判所の判決に基づく刑の一つとしての懲役については禁じられていない旨明示的に整理している。両規約は、ともに世界人権宣言の内容を基礎とした国際約束として整合的に解釈されるべきものと考えるところ、自由権規約において強制労働の禁止の例外とされている懲役刑が社会権規約においては労働の権利の観点から禁止されているとの解釈は、相当でないと考えられる。

4. 結論

以上の理由により、懲役刑は廃止すべきものであるとは考えていない。

Para 16 of the Concluding Observations of the Committee

パラグラフ 16 に関し、2013 年 4 月 1 日から施行されている改正労働契約法は、有期労働契約の濫用的利用を抑制するため、公労使三者構成の労働政策審議会建議（2011 年 12 月）を踏まえて、有期労働契約の無期労働契約への転換等の新たなルールを設けた法である。なお、有期労働契約を締結できる事由を制限することについては、前述の労働政策審議会建議において、紛争多発の懸念や雇用機会の減少の懸念等を踏まえ、措置を講ずべきとの結論に至らなかったことに留意しなければならないと考えている。

政府としては、同法は施行されて間もないことから、まずは同法の定着のための周知啓発に取り組んでいくこととしている。また、同法の施行を受けた事業主の対応状況について調査、把握を行うこととしている。

Para 17 of the Concluding Observations of the Committee

パラグラフ 17 における、貴委員会の過重労働に対する懸念に関し、我が国においては、労働時間が週 60 時間以上の労働者は 9.1%（2012 年。2004 年は 12.2%）と減少傾向であるが、30 代男性では 18.2%（2012 年。2004 年は 23.8%）と、依然として高い水準で推移している。

また、労災認定された脳・心臓疾患による死亡者数は 133 人（2013 年度。2009 年度は 106 人）、同精神障害による自殺者数は 63 人（2013 年度。2009 年度は 63 人）となっている。

政府としては、このような状況に問題意識を持っており、過重労働による健康障害防止に向けて、①労働時間の延長について一定の基準を定め、これを超えないよう労働基準監督署による指導監督を行っている。また、②事業主に対し、労働者への健康診断の実施や、長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者への医師による面接指導等を法律で義務づけており、その徹底を図っている。

さらに、労働基準法を改正し、2010 年 4 月から、一定以上の時間外労働に対する割増賃金率を引き上げた（25%以上から 50%以上へ）。

Para 18 of the Concluding Observations of the Committee

パラグラフ 18 に関し、最低賃金が生活保護の水準を下回っている地域が存在することについては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、2007 年に最低賃金法が改正され、最低賃金を決定する際には、生活保護との整合性に配慮すべきことが既に明確化されている。

同規定を踏まえ、最低賃金額が生活保護の水準を下回っている場合には、計画的に最低賃金を引き上げてきた。2014 年 10 月時点において、最低賃金と生活保護水準との乖離は全ての都道府県で解消された。

Para 19 of the Concluding Observations of the Committee

パラグラフ 19 に関し、政府としては、男女同一賃金の原則を定めている労働基準法第 4 条と雇用管理の各局面における性差別を禁止している男女雇用機会均等法の履行確保を図っている。

男女間の賃金格差の生成に大きく影響しているのが、男女間の職階格差や勤続年数格差であると考えられることから、ポジティブ・アクションの実践の促進と、仕事と家庭の両立支援を行うことにより、女性が働き続けやすい職場環境を整備する取組を進めている。

また、各企業の男女間格差把握のための実態調査票等の実践的な支援ツールを盛り込んだ「男女間賃金格差の解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」の周知・啓発等の施策を実施している。

加えて、2012 年に通知を発出し、労働基準法第 4 条の解釈を明確化するとともに関係機関の更なる連携を図り、労働基準法第 4 条等の効果的な施行を図っている。

さらに、労働者が女性であることを理由として、賃金について男性と差別的取り扱いがされないよう以下の取組を行っている。

1. 労働基準監督官に対して、労働基準法の内容について十分な研修を行うこと。
2. 労働基準監督署が行う労働基準法に関する使用者への説明会等の機会を通

じて、同条の周知・啓発を行うこと。

3. 労働基準監督署が行う監督指導において同条違反を発見した場合、使用者に指導を行い、是正を図らせること。

Para 20 of the Concluding Observations of the Committee

パラグラフ 20 に関し、セクシュアルハラスメントに当たる行為は、その内容・態様等によっては、刑法の強制わいせつ罪、名誉毀損罪、侮辱罪等による処罰の対象となる場合がある。

また、雇用の分野におけるセクシュアルハラスメントについては、2006 年の男女雇用機会均等法の改正により、事業主のセクシュアルハラスメント対策が義務化されるとともに、調停及び企業名公表の対象とされている。加えて、法に基づく指針において、労働者がセクシュアルハラスメントに関し相談したこと等を理由に不利益取扱いを行ってはならない旨等を定め、労働者に周知・啓発することを事業主に求めている。男女雇用機会均等法に基づく調停においては、セクシュアルハラスメントに関するものが最も多くなっている。

Para 21 of the Concluding Observations of the Committee

パラグラフ 21 に関し、労働関係法令は、日本国内で働く労働者であれば、国籍を問わず、また、不法就労であると否とを問わず適用されるものであり、政府としては、外国人と日本人とを区別することなく、労働者の法定労働条件を確保する措置を推進しているところである。

また、労働関係法令が、その在留資格にかかわらず、日本国内で働く全ての外国人労働者に対して適用されることについては、外国人労働者向け及び外国人労働者を雇用する事業主向けパンフレットを作成するといった啓発措置をとっている。さらに、外国人労働者が労働条件について英語などの外国語で相談することができる外国人労働相談員を全国の主要な都道府県労働局及び労働基準監督署に配置するなど様々な支援を行っている。

Para 22 of the Concluding Observations of the Committee

パラグラフ 22 に関し、国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律が成立した後、「公的年

金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、年金を受給するために必要な拠出期間を10年に短縮する措置を講じた。その結果、年金を受給する権利がない高齢者も含めて、年金を受給するための道が開かれることとなる。

このように、年金を受給する機会を拡大したにも関わらず、年金を受給することができない者に対してまで、特別に年金の給付を行うことは、拠出制年金制度を運営する上で不可欠な、保険料納付意欲に悪影響を与えると考える。

なお、我が国の年金制度は、保険料拠出能力がない者も含めて、全ての者が制度に加入し、保険料拠出能力がない者については、保険料免除制度などの手続きを行うことで、一定の給付を保障しているため、全ての国民が年金による保障を受けることができる制度設計となっていることを改めて言及する。

Para 23 of the Concluding Observations of the Committee

強姦罪、強制わいせつ罪、暴行罪等の刑法に定められた性犯罪や暴力犯罪は、配偶者に対するものであっても、構成要件に該当する場合には処罰の対象となる。

Para 25 of the Concluding Observations of the Committee

すべての者の到達可能な最高水準の身体及び精神の健康の享受の権利に関する特別報告者（グローバー氏）の報告書については、同氏の求めで、事前に送付された報告書ドラフトに対して、政府から科学的・法的見地にに基づき事実誤認に関するコメントを提出したところ。最終的に人権理事会に提出された報告書には、右事実誤認に対するコメントが十分に反映されていないと思われる点が見受けられ、また現状を踏まえておらず、科学的・医学的知見に基づいていないところがあるため、同氏の勧告のすべてを履行することは適切ではない。

福島第一原発事故に係る住民の健康管理は、政府としても大変重要であると認識しており、健康影響の可能性を限定的にとらえることなく、最新の医学の専門家の意見を尊重しながら、健康管理に取り組んできたところ。

日本政府は、今後も健康管理について真に必要とされる者に適切な支援が行われることとなるよう、取り組んでまいりたい。

Para 26 of the Concluding Observations of the Committee

日本政府は、慰安婦問題そのものを否定したり矮小化したりする意図は毛頭ない。慰安婦問題に関しては、安倍晋三内閣総理大臣は、筆舌に尽くし難いつらい思いをされた方々のことを思い、非常に心を痛めている、この点についての思いは、これまでも繰り返し表明されてきており、歴代内閣総理大臣と変わらない旨繰り返し述べている。

実際、日本は、慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であることから、日本政府及び日本国民のおわびと反省の気持ちをいかなる形で表すかにつき国民的な議論を尽くした結果、1995年7月19日、元慰安婦の方々に対する償いの事業などを行うことを目的に、国民と政府が協力して「アジア女性基金(AWF)」を設立した。具体的には、AWFは、韓国、フィリピン、台湾の元慰安婦（各政府・当局によって認定され、かつ本人が受取りを望んだ方々）に対し、「償い金」（一人当たり200万円）をお渡しし、最終的に285名（フィリピン211名、韓国61名、台湾13名）の元慰安婦が受け取った。また、AWFは、右に加えて、上記のそれぞれの国・地域において、医療・福祉支援事業（一人当たり300万円（韓国・台湾）、120万円（フィリピン））も実施しており、インドネシアにおいては高齢者のための福祉施設整備のための財政支援を実施し、オランダにおいては、先の大戦中心身にわたり癒やしがたい傷を受けた方々の生活状況の改善を支援するための事業に財政支援を行った。政府は、AWFの事業に必要な資金として総額約48億円の拠出を行い、元慰安婦の方々への医療・福祉支援事業（総額約11億2,200万円）や国民からの募金に基づく「償い金」の支給等の基金事業に対して最大限の協力を行ってきた。韓国における事業としては、事業終了までに、元慰安婦合計61名に対し、民間による寄付を原資とする「償い金」200万円を支給し、政府拠出金を原資とする医療・福祉支援事業300万円を実施（一人当たり計500万円）した。さらに、「償い金」が提供された際、その当時の内閣総理大臣（橋本龍太郎内閣総理大臣、小渕恵三内閣総理大臣、森喜朗内閣総理大臣及び小泉純一郎内閣総理大臣）は、政府を代表して、自筆の署名を付したおわびと反省を表明した手紙をそれぞれの元慰安婦に直接送った（別添参照）。AWFは、インドネシアでの事業が終了したことを受け、2007年3月に解散したが、現在も、AWFのフォローアップ事業を行っている。

このように、日本政府及び日本国民の善意と真摯な気持ちを少しでも元慰安婦

に届けられるよう官民が協力して立ち上げ、多くの元慰安婦にその思いを伝えた「アジア女性基金」の取組について、改めて注意を喚起したい。韓国では、同基金の事業を受け入れた元慰安婦や申請しようとする元慰安婦に対し、韓国内の一部団体から「ハラスメント」が行われ、さらに、同基金の事業を受け入れた元慰安婦は韓国政府が支給することを決定した「生活支援金」の対象外となった。このような理由から全員には受け取っていただけなかったことは残念（ただし、当時、韓国政府により認定を受けていた200名程度の慰安婦のうち、最終的に61名の慰安婦が受け取った）。このような点を含め、同基金の取組については改めて評価されるべきと考える。同基金のような元慰安婦支援事業は、日本が韓国に先がけて行ったものであることにも注意を喚起したい。

慰安婦問題を含め先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題については、日本政府は米、英、仏等45か国との間で締結したサンフランシスコ平和条約及び二国間条約等に従って誠実に対応してきており、これらの条約等の当事国との間では、元慰安婦も含めて個人の請求権の問題については法的に解決済みである。特に、韓国との間では、日韓請求権協定第2条1が、「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」と規定している。なお、我が国は、この請求権協定に基づき、韓国に5億ドルの資金供与及び3億ドルを超える民間信用供与を実施した。政府が供与した5億ドルは当時の韓国の国家予算の約1.6倍に相当した。上記の「アジア女性基金」は、この法的解決が行われていたにもかかわらず、日本側の善意の努力として行われたものである。

また、この機会に、これまでの国連特別報告者による報告書や人権条約委員会による非難・勧告には、一方的で裏付けの取られていない主張が記載されていることを指摘したい。例えば「慰安婦を強制連行した」とする唯一の証言者である吉田清治氏の証言や慰安婦の数字について「20万人」との数字が言及されたが、これまでこれらを積極的に報じてきた日本の大手新聞社が、2014年8月に吉田氏の証言に基づく記事について、証言は虚偽であると判断して取り消し、同氏に関する誤った記事を掲載したことについて謝罪した。また、同社は、慰安婦と「20万人」との数字の基になったと思われる女子挺身隊と慰安婦との混同を認めた。1990年代初頭以降に行った調査で日本政府が発見した資料（対外公表済）の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示

すような記述は見当たらなかった。また「20万人」という数字は、同新聞が慰安婦と女子挺身隊を混同して報じたことが契機に広がった数字であり、具体的裏付けはない。これらの誤った事実関係が国連における報告書や勧告の有力な根拠となっていることがあるのは大変残念。

日本政府が求めていることは、正しい事実認識に基づき、日本の取組に対して国際社会から正当な評価を受けることである。

これまでの歴史の中では多くの戦争があり、その中で、女性の人権が侵害されてきた。21世紀こそ人権侵害のない世紀にすることが大切であり、我が国としても全力を尽くしていく考えである。

最後に、そもそも、社会権規約は、日本が同規約を締結（1979年）する以前に生じた問題に対して遡って適用されないため、慰安婦問題を同規約の実施状況の報告において取り上げることは適切でないというのが日本政府の基本的な考え方である。

Para 27 of the Concluding Observations of the Committee

朝鮮学校の高校無償化に係る不指定処分については、

1. 朝鮮学校は朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることなどから、法令に基づく学校の適正な運営という指定基準に適合すると認められなかったため、高等学校等就学支援金制度において不指定処分としたこと
2. 朝鮮学校が都道府県知事の認可を受けて学校教育法第1条に定める高校になる等の要件を満たせば、現行制度で審査の対象となり得ること（注）
3. 学校教育法第1条に定める高校や本制度において既に指定を受けている外国人学校には現に多くの在日朝鮮人・韓国人が学んでおり、朝鮮学校に在日朝鮮人・韓国人が在籍しているという観点から朝鮮学校を制度の対象外とした訳ではないこと

等の理由から、差別には当たらないと考える。

（参考）

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程（2010（平成22）年11月5日文部科学大臣決定）（抄）

(適正な学校運営)

○第13条 前条に規定するもののほか、指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。

(注) 高等学校等就学支援金は、学校教育法第1条に定める高校及び高校相当の課程であるとして指定を受けた学校に支給されているところ、北朝鮮と国交が回復すれば、朝鮮学校についても大使館を通じて日本の高校相当の課程であることを確認するための審査ができる。

Para 28 of the Concluding Observations of the Committee

外国人児童生徒に対する初等教育及び前期中等教育の機会の提供については、2013年4月30日に実施された審査会において、日本政府より、

○2011年末の外国人登録者数のうち6歳から15歳までの数は、11万7,286人であり、他方、2012年度に実際に義務教育諸学校に在籍している外国人生徒数は63,509人である、

と発言しているが、63,509人とは学校教育法で定められた学校に在籍している児童生徒数であり、これ以外に外国人学校等に在籍している児童生徒が存在する。

(参考)

2009年度に、文部科学省が任意の自治体(29市)の協力を得て、12,804人を対象として実施した調査では、外国人登録している義務教育年齢の子供の多くが、公立学校又は外国人学校等に通っており、どこにも就学していない者は0.7%であった。

【調査結果】

・公立学校等に通学する子供	65.1%
・外国人学校等に通学する子供	12.7%
・不就学	0.7%
・転居・出国している	21.5%

2014年度は、協力が得られる自治体を対象に、外国人の子供の就学状況

の調査を実施している。

また、外国人が、その保護する子供を公立義務教育諸学校に就学させることを希望する場合、学校の設置者は、彼らが無償で受け入れており、教科書無償給与、就学援助を含めて、日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会が保障されている。

さらに、日本政府は、外国人の子供が就学の機会を逸することがないように、

○教育委員会に対し、住民基本台帳等の情報に基づいて、外国人の子供の保護者に就学案内を出すよう通知

○学校における外国人児童生徒等への日本語指導の充実のため、

- ・ 公立学校への教職員定数の加配
- ・ 自治体による日本語指導の支援を補助
- ・ 教員のための研修資料の作成と周知
- ・ 不就学の外国人の子供が公立学校等に円滑に転入しやすいよう、日本語学習などのための場を提供

等の施策を講じている。

日本政府としては、外国人の子供の教育の機会が確保されるよう、引き続き取り組んでまいりたい。

(了)

元慰安婦の方々に対する内閣総理大臣の手紙



拝啓

このたび、政府と国民が協力して進めている「女性のためのアジア平和国民基金」を通じ、元従軍慰安婦の方々へのわが国の国民的な償いが行われるに際し、私の気持ちを表明させていただきます。

いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題でございました。私は、日本国内閣総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべてのの方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます。

我々は、過去の重みからも未来への責任からも逃げるわけにはまいりません。わが国としては、道義的な責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちを踏まえ、過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝えるとともに、いわれなき暴力など女性の名誉と尊厳に関わる諸問題にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

末筆ながら、皆様方のこれからの人生が安らかなものとなりますよう、心からお祈りしております。

敬具

日本国内閣総理大臣